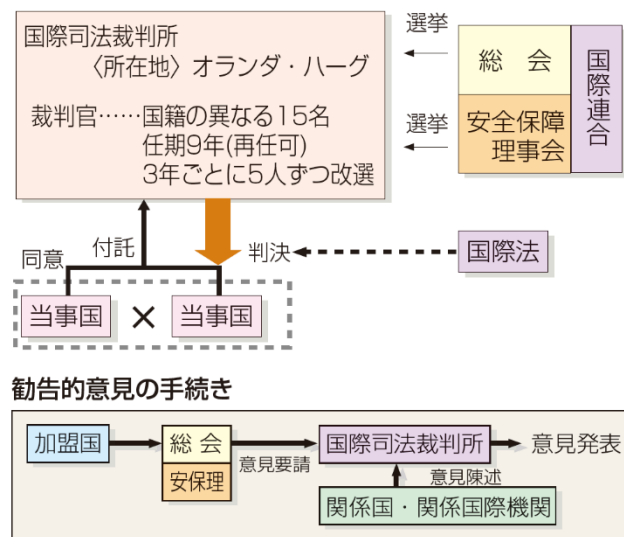


●国際司法裁判所(ICJ)



国際司法裁判所（ICJ）は国連の主要機関の一つである。

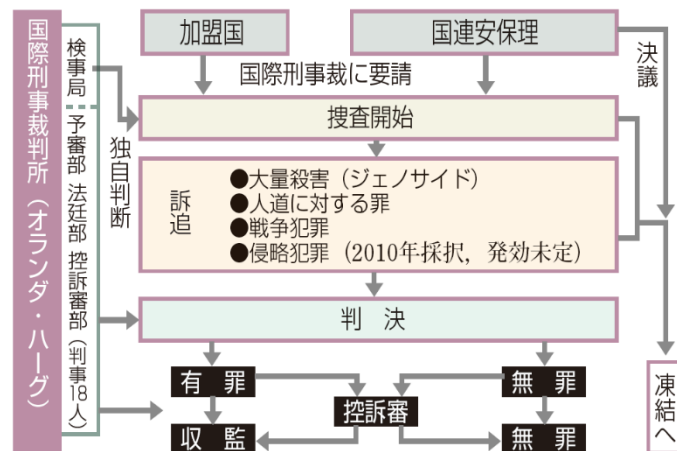
裁判は、

- ①国のみが当事者となる（個人は当事者になれない），
- ②紛争当事国の双方が国際司法裁判所での紛争解決に合意していることが必要である，
- ③判決は一審のみ，というかたちで行われる。

2021年1月の時点で、14件の紛争が付託されている。

また、国家間の紛争に対する判決とは別に、国連総会や安保理をはじめとする国際機関の要請により、いかなる法律的問題についても勧告的意見を出すことができる。1947年からこれまでに27件の勧告的意見が出され、核兵器による威嚇・核兵器の使用の合法性に対する勧告的意見など、国際社会に大きな影響を与えたものもある。

●国際司法裁判所(ICJ)



国家犯罪を犯した個人を訴追・処罰するための国際刑事裁判所は、

1994年に国連総会が国際法委員会へ常設国際刑事裁判所設置草案の作成を勧告し、1998年に設立条約が採択されて成立した。紛争であっても放置できないような個人の非人道的な行為を、国際社会全体にとって深刻な犯罪として罰することが目的である。2007年10月、日本加盟。

- ①批准国より選出された18名の裁判官により構成される。
- ②起訴が承認されたら、容疑者への逮捕状が発給され、5人の判事が裁判を行うため召集される。
- ③刑は罰金刑か有期刑に限られ、終身刑が最高刑で死刑は科されない。
- ④裁判権を行使するにあたり、条約当事国の主権や国内裁判所における刑事裁判権行使との調整が必要。